

西富士中校区における「学校いじめ防止基本方針」

【富士宮市立西富士中学校 2024 年度】

いじめ防止対策推進法において、「いじめ」とは、『児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。』と定義づけられています。

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規定により、人権尊重の理念に基づき、西富士中校区すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ問題に対する基本的認識

いじめは、どんな理由があろうとも絶対にゆるされない行為です。しかし、残念ながら多くの生徒にも起こりうる行為でもあります。全ての生徒が安心して生活できるようにするために、いじめを未然に防止しなくてはなりません。いじめが起こりにくい人間関係を築き、心の通じ合う温かな集団の中で、健やかでたくましい、いじめに向かわない生徒を育てていきます。

そして、生徒を取り囲む大人一人ひとりが、学校・家庭だけでなく「地域の生徒は地域で育てる」という考えのもと、西富士中校区総がかりでいじめの未然防止に対峙していくことが重要であると考えます。

2 いじめの防止に向けた取組（方針）

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考え、以下の取組を推進します。

(1) いじめについての共通理解を図ります

- ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、不登校・いじめ対策委員会を中心に校内研修や職員会議で周知を図り、平素から全教職員の共通理解を図ります。
- イ 生徒に対しても、全校集会や学級活動、特別の教科道徳・各教科の授業などで、教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促します。
- ウ 保護者には、学級懇談会やPTA 総会等で具体的事例に則して「いじめ防止対策基本法」のいじめの定義の共通理解を図る機会を設けます。

(2) いじめが起こりにくい集団をつくります

- ア 教職員は登下校の様子や日常の言動、日記、部活動等を通して生徒理解を深め、生徒との信頼関係を基盤として、いじめが起こりにくい集団をつくるよう努めます。
- イ いじめを絶対に許さないという姿勢で指導に当たります。
- ウ 人間関係づくりプログラムや教育相談アンケートを計画、実施するだけでなく、その結果を全教職員で分析・共有し指導に役立てます。
- エ 教育相談の時間を十分に確保し、スクールカウンセラーと協働し、アドバイスやカウンセリングをすることで生徒が安心して相談できる環境をつくります。
- オ 生徒を呼ぶときは「～さん」付けにし、人権を大切にします。教室及び校内美化に努め、生徒が穏やかに生活できる環境を整えます。
- カ 生徒同士の望ましい人間関係に根ざした学級を中心とした温かな集団づくりに努め、いじめの発生を防ぐよう努めます。
- キ 学級活動や学校行事等を活用して、規律ある望ましい集団づくりを行います。
- ク 授業での規律等を大切に、「分かる授業」づくりを進めます。また、全ての生徒が参加・活躍できる場面を設定し学力を高め、自己有用感を育みます。

(3) 生徒自らがいじめについて考える場や機会を設定します

- ア いじめ実態調査アンケートを実施し、いじめについて考える場や機会を意図的・計画的に設定し、生徒自らがいじめをなくそうとする態度を育みます。
- イ 学級活動でいじめへの対応について具体的に指導することで、対応の仕方を身に付けられるようにします。
- ウ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養います。特別の教科道徳では、いじめに関連する一つ一つの道徳的価値について、生徒がじっくりと考えを深められるよう指導します。
- エ 特別の教科道徳の年間計画に、いじめや人権について考える時間を計画的に設定し指導します。
- オ 学級活動や生徒会活動などでは、日常生活との関連を図り、生徒が主体的にいじめをなくすために取り組

む活動の充実を図ります。

カ 生徒会が中心になって、主体的に自治を目指す活動を行います。

キ 情報活用能力（情報モラル）を高め、インターネット等によるいじめ問題を生徒自身がより深く考え、回避する態度を育みます。

3 いじめへの対処に向けた取組

(1) 早期発見

ア 学級内外において生徒の見守りや信頼関係の構築等に努めます。生徒の小さな変化を見逃さないよう、全教職員で意識を高めます。なお、大小問わず気になる事案の報告については、生徒指導主事への一元化を行い情報の集約と共有に努めます。

イ 定期的に「不登校・いじめ対策委員会」を実施します。小さな変化であってもいじめの可能性を疑い、初期段階から複数の教職員で、いじめの積極的な認知に努めます。

ウ 教職員によるいじめの認知報告を毎月行い、早期発見に努めます。

エ 教育相談週間における教育相談アンケートや静岡県「うちあけダイヤル」等の実施により、いじめを訴えやすい環境を整えます。

オ 相談室を設置し、カウンセラーと気軽に話すことができるようにします。（スクールカウンセラー在校日）

(2) いじめへの対処

ア いじめの兆候を発見したり、いじめを認知したり、いじめの通報を受けたりした場合には、教職員が一人で抱え込まずに情報を共有し、いじめの態様等に即した不登校・いじめ対策委員会で今後の対応について確認します。

イ 被害を受けた生徒及びいじめを報告してきた生徒の安全を確保します。

ウ いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、自分自身で自らの過ちを反省できるよう、人格の成長に主眼を置いた指導を行います。

エ 早急にいじめの行為自体をなくします。そして加害者へ社会性の向上等の指導を行います。

オ 問題が解消したと判断した後も、その後の様子を見守り、継続的な指導・支援を行います。

4 家庭・地域との連携

ア 保護者懇談会の開催、学校・学年・生徒指導だよりの発行、HP 等を通し、いじめ防止対策や対応について保護者・地域に広報します。

イ 西富士中校区小中学校で連携し、インターネットによるいじめ問題等、保護者に広く啓発し家庭での指導を依頼します。

ウ 気になるあらわれやいじめが認知された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供します。

エ 義務教育9年間を通していじめを早期発見し対処していくために、小中学校間での情報交換を行います。

オ 学校評議員会やPTA運営委員会等で学校からのいじめ対策に関する情報を提供し、各々からも御意見をいただき「子育て七箇条」を中心に「チーム西富士中」としていじめに対応します。

5 教育委員会や関係機関等との連携

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告します。その後の調査方法などについて市教育委員会と連携して対応します。また、必要に応じて青年相談センターとの連携も図ります。

イ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、富士宮警察署と連携して対処します。また、生徒の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに富士宮警察署に通報し、適切に援助を求めます。

